

2022年4月27日

各 位

会 社 名 古河機械金属株式会社 代表者名 代表取締役社長 中戸川稔 (コード番号 5715 東証プライム市場) 問合せ先 上級執行役員 法務部長 宮嶋健 (電話番号 03-6636-9504)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第155回定時株主総会に定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2021 年 10 月 1 日に金属粉末の製造、販売を事業とする山石金属株式会社を子会社 化したことを踏まえ、当社の事業目的(定款第 2 条)を見直しました。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ア. 変更案第 14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - イ.変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 14 条) は不要となるため、これを削除するものです。
 - エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

ヤロノー・ナ・キレ	本五中
現行定款	変更案
第1条(条文省略) (目的)	第1条(現行どおり) (目的)
第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を 所有することにより、その会社の事業活動を 支配及び管理することを目的とする。 (1) 非鉄金属鉱業、非鉄金属製錬業及び <u>貴金</u> <u>属製品</u> の製造並びにそれらの製品の販売並 びに <u>鉄、非鉄金属等の有価金属</u> の回収及び リサイクル業 (2)~(20)(条文省略) 2~3 (条文省略)	第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を 所有することにより、その会社の事業活動を 支配及び管理することを目的とする。 (1) 非鉄金属鉱業、非鉄金属製錬業及び <u>金属</u> 製品の製造並びにそれらの製品の販売並び に金属の回収及びリサイクル業 (2)~(20)(現行どおり) 2~3 (現行どおり)
第3条~第13条(条文省略)	第 3 条〜第 13 条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連 結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものとみなす ことができる。	< 削除 >
< 新 設 >	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 15 条~第 39 条(条文省略)	第 15 条〜第 39 条(現行どおり)

< 新 設 >

(附則)

- 1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の 日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」 という) から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会に ついては、定款第14条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)はな お効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま たは前項の株主総会の日から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 29 日 (水)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 29 日 (水)

以上